

株主各位

第19回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

主要な営業所及び工場

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

I N C L U S I V E H o l d i n g s 株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

本	社	東京都港区
---	---	-------

② 子会社

INCLUSIVE株式会社	本社（東京都港区）
株式会社OGS	本社及び店舗（東京都世田谷区）
OGS PLUS, INC.	本社及び店舗（アメリカ合衆国ハワイ州）
株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ	本社（東京都港区）
株式会社下鴨茶寮	本社及び本店（京都市左京区） 工場（京都市伏見区及び京都市南区）
株式会社ジョージクリエイティブカンパニー	本社（東京都港区）
株式会社ウィズオレンジ	本社（東京都港区）
LAND INSIGHT株式会社	本社（福島県南相馬市）
Feu株式会社	本社（東京都港区）

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年6月29日	2019年6月28日
新 株 予 約 権 の 数		90個	40個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 27,000株 (新株予約権1個につき300株)	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき300株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 117,000円 (1株当たり 390円)	新株予約権1個当たり 117,000円 (1株当たり 390円)
権 利 行 使 期 間		2021年6月29日から 2028年6月28日まで	2022年7月1日から 2029年6月28日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -
	監 査 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

- (注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③新株予約権者は、発行要綱に定める権利行使期間の制約に加え、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日より180日後から権利行使できるものとする。
- ④新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ⑤その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 2019年9月30日付で行った普通株式1株につき100株の株式分割、また、2021年4月13日付で行った普通株式1株につき3株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」の「目的となる株式数」は調整されております。

		第 8 回 新 株 予 約 権	第 1 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年7月21日	2022年3月31日
新 株 予 約 権 の 数		150個	65個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 6,500株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 96,700円 (1株当たり 967円)	新株予約権1個当たり 98,700円 (1株当たり 987円)
権 利 行 使 期 間		2023年7月22日から 2031年7月21日まで	2024年4月1日から 2032年3月31日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 65個 目的となる株式数 6,500株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -
	監 査 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

- (注) ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

		第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日		2022年8月26日	2023年9月13日
新株予約権の数		170個	210個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 140,500円 (1株当たり 1,405円)	新株予約権1個当たり 98,700円 (1株当たり 987円)
権利行使期間		2024年8月27日から 2032年8月26日まで	2025年9月14日から 2033年9月13日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 210個 目的となる株式数 21,000株 保有者数 4名
	社外取締役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -
	監査役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

- (注) ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

		第15回新株予約権
発行決議日		2025年7月1日
新株予約権の数		560個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 55,200円 (1株当たり 552円)
権利行使期間		2027年7月22日から 2035年6月30日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 480個 目的となる株式数 48,000株 保有者数 4名
	社外取締役	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

- (注)
- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - ③新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
 - ④その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2025年7月1日	
新 株 予 約 権 の 数		230個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 23,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 55,200円 (1株当たり 552円)	
権 利 行 使 期 間		2027年7月22日から 2035年6月30日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数	80個
		目的となる株式数	8,000株
		交付者数	2名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数	150個
		目的となる株式数	15,000株
		交付者数	4名

- (注)
- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - ③新株予約権者は新株予約権の割り当て個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
 - ④その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

③ その他新株予約権等の状況

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日	2025年7月1日	2025年7月1日
新株予約権の数	540個	540個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 54,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 54,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 105円	新株予約権1個当たり 1,597円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 55,200円 (1株当たり 552円)	新株予約権1個当たり 55,200円 (1株当たり 552円)
権利行使期間	2026年7月1日から 2035年6月30日まで	2026年7月1日から 2035年6月30日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 2
割当先	当社取締役3名	当社取締役3名

- (注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③新株予約権者は新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④本新株予約権の行使は、次に掲げる事由が生じていることを条件とする。
- (a)定時株主総会に報告された2028年3月期までのいずれかの期間における計算書類の当社（連結）業績における営業利益が一度でも黒字であること。
- ⑤その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③新株予約権者は新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④本新株予約権の行使は、次に掲げる事由が生じていることを条件とする。
- (a)定時株主総会に報告された2030年3月期までのいずれかの期間における計算書類の当社（連結）業績における営業利益が一度でも黒字であること。
- ⑤その他新株予約権行使の条件は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はございません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス体制に係る規程を整備し、法令や定款、社会規範を遵守するための行動規範の制定、組織体制の構築、教育・研修を実施するほか、「内部通報規程」に従い内部通報窓口を設置し、その情報を予防・是正・再発防止に活用する。
 2. 「取締役会規程」を整備し、取締役の職務を明確化する。
 3. 経営を監視するために社外取締役を選任し、取締役の職務遂行に対する監査機能の維持・向上を図る。
 4. 内部監査担当は、当社の業務遂行が法令・定款・社内規程等に違反していないかについて厳しく監査し、必要に応じて、関連する取締役、本部長等に報告し、以降の改善状況を定期的に確認する。
 5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
 6. 「リスク管理規程」に従い、3か月に一度、代表取締役、管理担当取締役、監査役及び必要に応じて顧問弁護士などの外部専門家を交えたリスク・コンプライアンス管理委員会を開催し、法令遵守・統制環境上での課題となる事項についてディスカッションし、社内外のコンプライアンス体制を共有するとともに、社内で運用されている諸制度の運用状況の確認や改善点についてのディスカッションを行う。

(運用状況)

コンプライアンスの体制に係る諸規程について、全社員に向けて周知を行いました。

取締役会については、「取締役会規程」に則った運営を実施しました。社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の職務遂行に対する監査機能のさらなる向上を図っております。

内部監査については全部署・全支社もれなく実施し、検出事項についてはフォローアップ時に一定の改善が確認され、今後継続的に改善・運用を行ってまいります。

リスク・コンプライアンス管理委員会は6月、9月、12月、3月に実施、そのほか毎月開催の経営会議にて同等の内容についての協議を実施いたしました。その場で顕在化した課題については、業務フローの変更等で対応し、改善しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等について、法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
2. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
3. 情報セキュリティについては、「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
4. 個人情報について、法令及び「個人情報保護規程」、「個人情報取扱規程」等に基づき、厳重に管理する。

(運用状況)

文書、各議事録につきましては上記の通り作成、保存、管理されております。また、情報セキュリティについては、「情報管理規程」に則った管理を実施し、情報セキュリティの維持・向上を図っております。個人情報について、「個人情報保護規程」並びに「個人情報取扱規程」に則って対応しており、疑問点があれば日本情報システム・ユーザー協会に問い合わせたうえで必要な対応を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 「リスク管理規程」「緊急事態対応規程」「クレーム対応規程」等を通して、効率的かつ総合的にリスク対応関連の規程等を制定・改廃し、有事の際の情報伝達と緊急体制を整備する。
2. 不測の事態が発生した場合に備え、速やかに当社の取締役等へ情報を伝え、迅速かつ的確な対応ができるよう体制を整備する。
3. 内部監査体制を整備し、規程やマニュアルからの逸脱を確認し是正する体制を構築する。

(運用状況)

「リスク管理規程」「緊急事態対応規程」「クレーム対応規程」について、引き続き全社員に周知を図り、実際にクレームが発生した場合等、規程に則って対応がなされておりました。

また、内部監査を実施し、継続的に改善・運用を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の責任・権限を明確にし、取締役会規程、役員規程および会議管理規程等に基づき、取締役会や経営会議を効率的に運営し、業務を執行する。
2. 組織の指揮命令系統を一本化し、効率的な組織運営・業務執行を行う体制を整備し、当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
3. 意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、職務権限規程等を通して明確で透明性の高い権限基準を整備する。

(運用状況)

上記のとおり、各種規程に定められた責任・権限で業務が執行されております。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社子会社の事業、業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への事前の説明・報告が行われるよう関係会社管理規程その他の社内規程等を整備する。
2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対するリスク管理の実施の指導や規程の整備等を通じて、当社子会社におけるリスク管理体制の整備・強化に努める。
3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社子会社の規模・業態等に応じ、関係会社管理規程その他の社内規程等に従った当社子会社の指導・管理等を通じて、当社子会社の強化、発展及び合理化の促進を図る。
4. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対する指導・管理等を通じて、当社子会社の役職員による法令及び定款に則った適正な業務執行、当社の定める行動規範の遵守、及び業務監査の体制整備・充実を図る。
5. その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
各当社子会社の主管組織、当社子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を関係会社管理規程等により定め、企業集団における業務の適正な運用を確保する。
当社子会社の各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織・社内規程等を整備する。

(運用状況)

上記のとおり、各種規程や業務規則に定められた責任・権限で業務が執行されております。また、内部監査を通して現状の業務に即したプロセスが実施されているかを確認し、必要に応じて対応しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することができる体制を確保する。
 2. 監査役会規程を定め、監査役が活動を実施するに際して必要な環境を整備する。
(運用状況)
現在、監査役補助者は設置されていません。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
1. 前項に従い監査役補助者を設置した場合において、監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令を受けてその職務を遂行する。
 2. 監査役を補佐するための専任者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、事前に監査役の意見を徴する。また、当該専任者の評価は、監査役が実施する。
(運用状況)
現在、監査役補助者は設置されていません。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
1. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
監査役が閲覧を求める社内書類および重要な決裁書類等の提出要請を受けた部署は、速やかに提出する。
 2. 子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
当社は、子会社の取締役及び使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
監査役が閲覧を求める社内書類および重要な決裁書類等の提出要請を受けた部署は、速やかに提出する。
(運用状況)
上記のとおり、監査役からの要請は、各部署によって速やかに対応されております。
- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役及び使用人が監査役に報告した場合には、内容の如何にかかわらず不利な取扱いを受けることがない旨を周知する。
(運用状況)
上記のとおり、周知されております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
(運用状況)
上記のとおり、運用されております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ち、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
2. 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力する。
3. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
4. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(運用状況)

取締役ならびに子会社取締役と監査役会は、月1回の頻度で会合を持ち、内部統制や事業経営に関わる時々の重要事項や監査状況等についての情報交換を行っております。また、監査役は取締役会、当社及び当社子会社の取締役が出席する経営会議をはじめとした重要な会議に出席しており、必要に応じて情報交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	14,216	2,859,197	△1,157,781	△511	1,715,120
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	234	234			468
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△174,070		△174,070
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△12,883			△12,883
欠 損 填 補		△1,319,686	1,319,686		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	234	△1,332,336	1,145,616	-	△186,485
当 期 末 残 高	14,450	1,526,860	△12,164	△511	1,528,634

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換 算調整 勘定	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	△12,046	-	△12,046	73,527	352,623	2,129,225
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						468
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△174,070
連結子会社株式の取得 による持分の増減						△12,883
欠 損 填 補						-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△7,902	21,005	13,103	13,775	△133,603	△106,724
当 期 変 動 額 合 計	△7,902	21,005	13,103	13,775	△133,603	△293,210
当 期 末 残 高	△19,948	21,005	1,057	87,302	219,020	1,836,014

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 9社
- ・連結子会社の名称 INCLUSIVE株式会社（旧社名：INCLUSIVE分割準備株式会社）
株式会社OGS
OGS PLUS,INC.
株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ
株式会社下鴨茶寮
株式会社ジョージクリエイティブカンパニー
株式会社ウィズオレンジ
LAND INSIGHT株式会社
Feu株式会社

当連結会計年度よりINCLUSIVE株式会社（旧社名：INCLUSIVE分割準備株式会社）を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であった株式会社オレンジは、2025年7月25日の取締役会決議に基づき、2025年10月1日に株式会社オレンジ・アンド・パートナーズを存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度に持分法適用関連会社であったオレンジタイズ株式会社は、2026年2月27日付で全株式を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OGS PLUS,INC.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ、株式会社下鴨茶寮、株式会社ジョージクリエイティブカンパニー、株式会社ウィズオレンジの決算日は5月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、2月28日現在の財務諸表を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～20年

工具器具備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 主として10年

顧客関連資産 主として9年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 一部の連結子会社では、従業員に対して、支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 事業損失引当金 当社グループの事業の損失に備えるため、損失の発生が見込まれる事業に対し、損失発生見込額を計上しております。
- ニ. 株主優待引当金 将来の株主優待制度の利用に備えるため、当連結会計年度末における株主優待制度の利用見込額を計上しております。
- ホ. 和解金等引当金 将来発生する和解、損害賠償支払いに備え、損失発生見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理

一部の連結子会社では、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

イ. 収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」といいます。）等を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しています。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社グループが第三者のために回収する額を除いています。また、取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に顧客から受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. 主な事業における収益の認識

ブランドコンサルティング事業では、主な収益として、広告コンテンツ制作・ブランディングコンテンツ制作とコンサルティングサービスがあります。広告コンテンツ制作及びブランディングコンテンツ制作の一部の収益は、一時点で充足される履行義務として、サービス提供完了時点で顧客の検収作業が行われるなど当該サービスが顧客に移転した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。ブランディングコンテンツ制作の一部及びコンサルティングサービスの収益は、一定の期間にわたり充足される履行義務として、顧客がサービス提供期間にわたって便益を受けるため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識しております。

食関連事業では、主な収益として、飲食サービスの提供、製品の販売があります。これらの収益は、一時点で充足される履行義務として、サービス提供または製品の引き渡しの完了時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

宇宙関連事業では、主な収益として、衛星データコンサルティング事業があります。衛星データコンサルティング事業の一部の収益は、一定の期間にわたり充足される履行義務として、顧客がサービス提供期間にわたって便益を受けるため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識しております。

投資事業では、主な収益として、営業投資有価証券の売却収益等があり、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に従い収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(未適用の会計基準等)

(「リースに関する会計基準」等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました無形固定資産の「商標権」(前連結会計年度7,969千円)については、重要性が低くなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取利息」は、1,440千円であります。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」は、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取保険金」は、8,580千円であります。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「事業譲渡益」は、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「事業譲渡益」は、8,886千円であります。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「損害賠償金」は、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「損害賠償金」は、33,643千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

・顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

顧客関連資産 151,709千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結貸借対照表の無形固定資産に、当社の連結子会社である株式会社オレンジ(現在は株式会社オレンジ・アンド・パートナーズが存続会社となり、消滅)の買収に伴い識別した、顧客関連資産を計上しております。

当社では有形固定資産及び無形固定資産に関しては、経営環境の著しい悪化等の減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

減損の判定で必要となる将来キャッシュ・フローの見積りは、株式取得時の事業計画を基礎とし、その期間経過後は将来の不確実性を考慮した成長率をもとに新たな事業計画を策定の上で算定しております。

当該事業計画については、過去の実績及び引き続き不透明な情勢が続く中であっても、事業成長は継続するとの仮定をもとに現在見込まれる経済状況を考慮して策定しております。

そのため、顧客関連資産については、当該事業計画の策定のもとになった仮定に変動が生じることで、当該顧客関連資産を含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合は、減損損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、当該顧客関連資産について減損の兆候は識別されておられません。

・営業投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

営業投資有価証券	115,482千円
営業投資有価証券評価損	58,323千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

営業投資有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、時価法を採用しており、時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には当該有価証券発行会社の業績等を勘案し、必要に応じ減損処理しております。

営業投資有価証券のうち市場価格のない株式等については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。

市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しております。実質価額とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した決算日までに入手し得る直近の財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額であります。会社の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額が実質価額として評価される場合もあります。又、市場価格のない株式等の実質価額が期末において、著しく低下したときにおいても、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当の減額をしないこともあります。当該実質価額及びその回復可能性の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動や発行会社の事業戦略の変更などによって、実際の結果と異なり、翌事業年度の計算書類において、当該株式等及び関連する損益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

・固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

有形固定資産	503,532千円
無形固定資産（顧客関連資産を除く）	13,210千円
減損損失	6,792千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

継続した営業損益のマイナスにより減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行った資産グループ（帳簿価額合計6,792千円）について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの固定資産の帳簿価額を下回ると判断したため、減損損失を計上しております。

当社グループは、割引前将来キャッシュ・フローの総額について、取締役会で承認された事業計画に基づいて算定しております。当該事業計画には主としてブランドコンサルティングサービス、食関連サービスの将来の伸長等の重要な仮定に基づいて策定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金	282,771千円
契約資産	48,995千円

(2) 棚卸資産の内訳

製品・商品	38,902千円
仕掛品	957千円
原材料	19,980千円
貯蔵品	30,521千円
合計	90,361千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 622,885千円

(4) 当座貸越契約

連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	450,000千円
借入実行残高	150,000千円
差引額	300,000千円

(5) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次の通りであります。

建物	5,036千円
土地	449,214千円
計	454,250千円

なお、借入金に係る上記担保提供資産の根抵当に係る極度額は、300,000千円であります。

担保付債務は、次の通りであります。

1年内返済予定の長期借入金	6,864千円
長期借入金	3,332千円
計	10,196千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失の計上)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループの減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	金額
事業用資産	車両運搬具 工具器具備品 商標権	東京都港区	3,023千円
事業用資産	建物附属設備	大阪府大阪市	3,769千円

当社グループは減損会計の適用にあたり、主に事業単位を基準とした管理会計の区分に基づきグルーピングを行っております。

(1) INCLUSIVE Holdings株式会社の事業用資産

当初策定の事業計画を下回っていることを勘案し、今後の事業計画の見直しと回収可能性を検討した結果、回収可能価額をゼロとして、3,023千円の減損損失を計上しております。

(2) 株式会社下鴨茶寮の事業用資産

当初策定の事業計画を下回っていることを勘案し、今後の事業計画の見直しと回収可能性を検討した結果、回収可能価額をゼロとして、3,769千円の減損損失を計上しております。

(顧客との契約から生じる収益)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「11. 収益認識に関する注記(1) 収益の情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,053,189株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 188,900株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については、安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については銀行借入及び社債発行や増資による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループの営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社グループが保有する営業投資有価証券は、投資育成を目的としたベンチャー企業投資に関連する株式であります。このうち市場価格のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また、市場価格のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。

当社グループの営業債務である買掛金は、ほとんど2か月以内の支払期日であります。また、借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等や発行体に係るリスク）の管理

営業債権について経理規程に基づき経理担当部署により、債権先毎に与信限度額の設定、債権残高の期日管理の徹底、財務状況の定期的なモニタリングを行うことで滞留債権の発生防止を図っております。また、営業投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

2. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務担当部署において各社の短期の資金繰り、中長期の資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
営業投資有価証券 (注2)	21,452	21,452	-
資産計	21,452	21,452	-
長期借入金 (注3)	437,745	400,229	△37,516
負債計	437,745	400,229	△37,516

- (注) 1. 現金は記載を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	94,411

3. 1年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
営業投資有価証券	21,452	-	-	21,452
資産計	21,452	-	-	21,452

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	-	400,229	-	400,229
負債計	-	400,229	-	400,229

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
ブランドコンサルティング事業	2,209,315千円
食関連事業	2,211,212千円
宇宙関連事業	30,078千円
顧客との契約から生じる収益	4,450,606千円
その他の収益	109,620千円
外部顧客への売上高	4,560,226千円

(注) その他の収益は、投資事業における営業投資有価証券の売却収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末の契約資産は48,995千円、契約負債は51,812千円であり、残存履行義務については、契約負債51,812千円の内26,612千円は、履行義務の充足につれて1年以内に収益を認識することを見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	152円17銭
(2) 1株当たり当期純損失	17円32銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ（以下、「OP」という。）を存続会社、同じく連結子会社である株式会社ジョージクリエティブカンパニー（以下、「GCC」という。）を消滅会社とする吸収合併の決議を行い、2026年2月27日付で合併契約を締結し、2026年6月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ
事業の内容	ブランドプロデュース、ブランドデザイン

②企業結合日

2026年6月1日

③企業結合の法的形式

OPを存続会社、GCCを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ

⑤その他の取引の概要に関する事項

本合併により、経営・人的資源の集約と経費管理費用の圧縮、意思決定の迅速化を図り、OPによる施設空間プロデュース事業を強化することで、グループ全体における企業価値を向上させるためであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

12. その他の注記

共通支配下の取引等

(企業結合等関係)

(子会社株式の追加取得)

当社は連結子会社である株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ(旧社名:株式会社オレンジ)の普通株式を追加取得いたしました。

1. 取引の概要

① 追加取得企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ(旧社名:株式会社オレンジ)

事業の内容 ブランドプロデュース、ブランドデザイン

② 企業結合日

2025年9月30日(みなし取得日2025年8月31日)

2026年2月27日(みなし取得日2026年2月28日)

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は13.9%であり、当該取引により議決権比率の合計は72.8%となりました。グループ経営体制の強化を目的として、持分比率の引上げを実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	95,239千円
取得原価		95,239千円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

12,883千円

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2025年7月25日開催の取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社オレンジ（以下「OH」という。）及びOHの完全子会社かつ当社連結子会社である株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ（以下「OP」という。）は、OPを存続会社、OHを消滅会社とする吸収合併の決議を行い、2025年7月30日付で合併契約を締結し、2025年10月1日に合併いたしました。

1. 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ
事業の内容	ブランドプロデュース、ブランドデザイン

② 企業結合日

2025年10月1日

③ 企業結合の法的形式

OPを存続会社、OHを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ

⑤ その他の取引の概要に関する事項

当社の連結子会社であるOHの完全子会社であるOPが、オレンジグループにおける主たる事業会社であることから、OHを同グループにおける純粋な持株会社として存続させる意義が消失している現状を踏まえ、本合併により、同グループの経営・人的資源の集約と経費管理費用の圧縮を図り、効率的な業務の推進と収益体質を改善させるためであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

(会社分割による持株会社体制への移行について)

当社は、2025年6月25日開催の株主総会の承認決議により、2025年10月1日に持株会社体制への移行を目的として、当社を分割会社とし、当社100%出資のINCLUSIVE株式会社（旧社名：INCLUSIVE分割準備株式会社）を承継会社とする会社分割（吸収分割）を実施し、持株会社体制へ移行いたしました。

また、同日付で当社の商号をINCLUSIVE Holdings株式会社に変更しております。

1. 会社分割の目的

当社グループは、「ヒトを変え、事業を変え、そして社会を変える」を企業ビジョンとして、デジタルをはじめ、あらゆるメディアにおける表現の多様性をもって価値を創出することを第一に、ブランド

コンサルティング領域、食領域、宇宙関連領域において事業を展開してまいりました。それぞれの事業領域において、事業会社や団体向けに多様なビジネスモデルやソリューションを提供し、INCLUSIVEグループ全体で社会変革を実現することをミッションとして掲げておりました。しかしながら、デジタルメディア事業の縮小やインターネット広告ビジネス市場の競争激化、メディアマーケティングの内製化やビジネス構造の変革など、当社グループを取り巻く事業環境は長期的に厳しい状況が継続する見通しであります。

このような中、当社グループにおける収益拡大を最重要課題と掲げるうえで、市場環境の変化に迅速に対応し、グループ経営の強化、人的資本や経営資源の効率化を進め、既存事業に囚われない新規事業の創出を加速し、INCLUSIVEグループ全体における事業領域の拡大をいち早く実現するためには、持株会社体制への移行が最適であると判断し、同体制へ移行することといたしました。

現時点では、持株会社はグループ全体の経営機能に特化した持株会社とすることを想定しており、子会社である各事業会社はそれぞれの領域において柔軟かつ迅速な経営判断のもと事業を展開してまいります。

それに伴い、これまでのメディア・コンテンツを主軸とする事業から地域観光資源開発・地域レガシー産業のDXや高付加価値化などの地域創生事業への転換を進め、地域創生を基軸とした新規事業の創出と事業領域の拡大に努め、INCLUSIVEグループ全体の企業価値向上を目指していく所存でございます。

2. 会社分割の概要

① 会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、当社100%出資のINCLUSIVE株式会社（旧社名：INCLUSIVE分割準備株式会社）を承継会社とする会社分割（吸収分割）によるものであります。

② 会社分割の効力発生日

2025年10月1日

③ 分割する部門の事業内容

デジタルマーケティング事業、地域ブランディング事業、EC事業

3. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

(メルマガ事業の譲渡)

当社は、2025年10月1日開催の取締役会において、当社子会社のINCLUSIVE株式会社がメルマガ事業を譲渡することについて決議し、同日付で譲渡いたしました。

1. 譲渡の理由

当社グループは2026年3月期より、創業以来の基軸であったメディア事業から、地域創生を中心とする新たな成長領域へと事業をシフトしております。この戦略的転換の一環として、当該事業を譲渡することで経営資源を集中させ、グループ全体の成長力を一層高めてまいります。なお、本事業の譲渡により得られる資金は、宇宙関連事業や地域創生領域への投資に充当し、持続的な企業価値向上を図ってまいります。

2. 分離先企業の名称

SNSライブラリ株式会社

3. 分離した事業の内容

- ①メールマガジンの企画、制作及び発行
- ②イベント、セミナー、講演会等の企画、立案、運営の支援

4. 事業分離日

2025年10月1日

5. 譲渡した事業が含まれるセグメント

ブランドコンサルティング事業

6. 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

7. 実施した会計処理の概要

- (1) 移転損益の金額 149,767千円
- (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

固定資産	10,232千円
資産合計	10,232千円

(3) 会計処理

移転したメルマガ事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

8. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	40,689千円
営業利益	25,030千円

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己 株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	14,216	1,506,666	1,342,451	2,849,118	△1,319,686	△1,319,686	△511	1,543,135	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	234	234	-	234				468	
当期純損失(△)					△292,437	△292,437		△292,437	
欠 損 填 補			△1,319,686	△1,319,686	1,319,686	1,319,686		-	
会社分割による減少			△194,159	△194,159				△194,159	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	234	234	△1,513,846	△1,513,612	1,027,249	1,027,249	-	△486,129	
当 期 末 残 高	14,450	1,506,901	△171,395	1,335,506	△292,437	△292,437	△511	1,057,006	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	-	-	73,527	1,616,663
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				468
当期純損失(△)				△292,437
欠 損 填 補				-
会社分割による減少				△194,159
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	21,005	21,005	13,775	34,780
当 期 変 動 額 合 計	21,005	21,005	13,775	△451,348
当 期 末 残 高	21,005	21,005	87,302	1,165,314

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

将来の株主優待制度の利用に備えるため、当事業年度末における株主優待制度の利用見込額を計上しております。

④ 和解金等引当金

将来発生する和解、損害賠償支払いに備え、損失発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

イ. 収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」といいます。）等を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識

別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しています。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社が第三者のために回収する額を除いています。また、取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に顧客から受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. 主な取引における収益の認識

当社の主な収益として、広告コンテンツ制作がありました。当該収益は、一時点で充足される履行義務として、サービス提供完了時点で顧客の検収作業が行われるなど当該サービスが顧客に移転した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しておりました。

なお、当社は2025年10月1日に持株会社に移行しており、現在の主な収益としては、グループ管理料と投資事業があります。持株会社への移行についての詳細については、連結注記表「12. その他の注記（会社分割による持株会社体制への移行について）」に記載しております。

グループ管理料については、子会社への契約内容に応じた受託業務として、経営指導・管理業務等を行っております。当該履行義務は、継続的な役務提供によって充足されるため、契約期間にわたり当該受託業務の提供に応じて収益を認識しております。

投資事業では、主な収益として、営業投資有価証券の売却収益等があり、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に従い収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(未適用の会計基準等)

(「リースに関する会計基準」等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースが

ファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

なお、前事業年度の「受取利息」は、1,069千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

・営業投資有価証券の評価

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

・関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

関係会社株式 385,793千円

関係会社株式評価損 -千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社が保有する関係会社株式について、株式の実質価額が帳簿価額に比べて50%程度以上低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額を関係会社株式評価損として計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、結果が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、評価損処理が必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	19,904千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	49,193千円
② 短期金銭債務	4,923千円
③ 長期金銭債権	92,367千円
④ 長期金銭債務	－千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	252,278千円
仕入高	－千円
販売費及び一般管理費	7,834千円
営業取引以外の取引高	52,846千円

(2) 減損損失の計上

当事業年度において、当社は以下の資産グループの減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	金額
事業用資産	車両運搬具	東京都港区	3,023千円
	工具、器具及び備品		
	商標権		

当社は減損会計の適用にあたり、全社を1つのグルーピング単位としております。

当事業年度において、当社が所有する有形固定資産及び無形固定資産について、今後の事業計画の見直しと回収可能性を検討した結果、回収可能価額をゼロとして減損損失を計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	576株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	32,741千円
投資有価証券評価損	63,676千円
関係会社株式評価損	469,979千円
関係会社事業損失引当金	11,604千円
繰越欠損金	113,811千円
その他	30,246千円
繰延税金資産小計	722,060千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△113,811千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△608,208千円
評価性引当額	△722,020千円
繰延税金資産合計	39千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△447千円
その他	△39千円
繰延税金負債合計	△486千円
繰延税金資産（負債）の純額	△447千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	INCLUSIVE 株式会社	所有 直接 100.0% (注3)	役員の兼任 当社サービスの提供 事業の譲渡	経営指導料の受取 (注1)	70,824	売掛金	14,027
				譲渡資産合計 (注2)	219,749	-	-
				譲渡負債合計 (注2)	25,589	-	-
子会社	株式会社 OGS	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取 (注3)	369	長期貸付金 (注5)	92,367
子会社	株式会社オレンジ・ アンド・パートナーズ (注6)	所有 間接 72.8%	役員の兼任 当社サービスの提供	経営指導料の受取 (注1)	77,405	売掛金	7,887
子会社	株式会社 下鴨茶寮	所有 間接 72.8%	役員の兼任 当社サービスの提供 資金の貸付	業務委託費の受取 (注4)	114,117	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社において発生が見込まれる管理費用等の負担額を勘案して決定しております。
2. 事業譲渡にかかる対価については、当該取引にかかる公正な価格を勘案し、当事者間による協議の上、合理的に決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。
5. 株式会社OGSへの貸倒懸念債権に対し、合計92,367千円の貸倒引当金を計上しております。
6. 株式会社オレンジ・アンド・パートナーズは2025年10月1日で同社を存続会社として株式会社オレンジを吸収合併しております。取引金額について合併前の株式会社オレンジの金額も合算しております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 107円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 29円09銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。